

安芸広域市町村圏事務組合ごみ処理施設の設置及び 管理に関する条例

(平成 17 年 4 月 1 日 条例第 2 号)
改正 平成 24 年 12 月 3 日 条例第 1 号
令和元年 7 月 24 日 条例第 3 号

(目的)

第 1 条 この条例は、安芸広域市町村圏事務組合を構成する市町村（以下「関係市町村」という。）から搬入される廃棄物を処理するために、安芸広域市町村圏事務組合ごみ処理施設（以下「施設」という。）の設置及び運営管理に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例で廃棄物とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「法」という。）第 2 条第 1 項に規定する廃棄物（ふん尿及び同第 3 項の特別管理一般廃棄物を除く。）をいう。

(名称等)

第 3 条 施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称 安芸広域メルトセンター

位 置 安芸市伊尾木字黒瀬谷山奥 4034 番地 1 他

(管理者の責務)

第 4 条 施設の管理者（以下「管理者」という。）は施設を常に良好な状態で管理し、その設置目的に応じて最も効率的に運用しなければならない。

(利用者の義務)

第 5 条 施設を利用する者は、管理者の指示に従い、施設を清潔、かつ衛生的に利用しなければならない。

(業務)

第 6 条 施設は、関係市町村の区域内から排出された廃棄物（産業廃棄物を除く。）及び規則で定める産業廃棄物（以下「一般廃棄物等」という。）のうち、施設に搬入された一般廃棄物等を処理する。ただし、災害の発生等、特別な事由により管理者が必要と認めた場合は、区域外から排出された一般廃棄物等を処理することができる。

(職員)

第 7 条 施設に必要な職員を置く。

2 前項の職員に関し、必要な事項は、規則で定める。

3 法第 21 条第 3 項の規定による条例で定める技術管理者の資格は、次のとおりとする。

- (1) 技術士法（昭和 58 年法律第 25 号）第 2 条第 1 項に規定する技術士（化学部門、上下水道部門又は衛生工学部門に係る第 2 次試験に合格した者に限る。）
- (2) 技術士法第 2 条第 1 項に規定する技術士（前号に該当する者を除く。）であつて、1 年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの
- (3) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和 46 年厚生省令第 35 号）第 8 条の 17 第 2 号イからチまでに掲げる者
- (4) 前 3 号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者
（搬入許可）

第 8 条 一般廃棄物等を施設へ搬入しようとする者は、管理者の許可を受けなければならない。ただし、次の各号に掲げる者を除く。

- (1) 関係市町村、関係市町村が組織したごみ処理を事務とする一部事務組合及び広域連合並びにこれらの者から一般廃棄物等の収集・運搬業務の委託（以下「委託」という。）をされた者
- (2) 国、県並びに国又は県から委託をされた者
- (3) 関係市町村長の許可を受けた者

2 前項の許可に関し、必要な事項は、規則で定める。

（手数料）

第 9 条 前条第 1 項の許可については、別表第 1 に定める額の範囲内で、規則で定める額の許可手数料を徴収する。

2 前条第 1 項の許可を受けた者が、施設に一般廃棄物等を搬入しようとするときは、別表第 2 に定める額の範囲内で、規則で定める額の処理手数料を納付しなければならない。

3 前 2 項の手数料の徴収方法は、管理者が別に定める。

4 既納の手数料は、還付しない。

（搬入禁止）

第 10 条 管理者は、一般廃棄物等の搬入が施設の維持管理上、特に支障を来すおそれのあるときは、搬入を禁止することができる。

（規則への委任）

第 11 条 この条例に規定するもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 24 年 12 月 3 日 条例第 1 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年 7 月 24 日 条例第 3 号）

この条例は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

別表第 1 (第 9 条関係)

種 別	単 位	手 数 料 額
搬入許可	1 件	5,000 円

別表第 2 (第 9 条関係)

種 別	区 分	手 数 料 額
施設に搬入された一般廃棄物等	処 理	10 キログラム当たり 260 円。ただし、10 キログラム未満の端数があるとき又は 10 キログラム未満のときは、それぞれ 10 キログラムとみなす。